

# 平成23年度第3回庁議 会議録

[日 時] 平成23年6月3日(金) 午前9時00分～午前9時45分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

## [会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)  
会派説明報告 (企画部)

(2) 議会答弁課題の進捗状況について (関係部局)

3 連絡事項

①第19回環境自治体会議の開催結果と協力お礼について (環境部)

②農業委員会委員選挙について (選挙管理委員会)

③休暇の取得について (総務部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

6月13日に6月議会が開会予定です。議会に向けて、各部局予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。また、本日は午後から各常任委員会において所管事務概要説明をしていただきますので、その中でもしっかりと説明をお願いいたします。また、後ほど話があるかと思うが、環境自治体会議では大変ご苦労様でした。また、台風2号の水防体制などありまして、大変お疲れさまでした。

2 議 事

(1) 臨時議会提出議案について (各部局)

市 長 議事に入る。まず、「市議会定例会提出議案について」、まず、企画部から会派説明の報告をお願いします。

<企画部長>

今回、7項目について5月30日から昨日まで会派説明を行った。

1件目の6月補正予算では、川東地区の都市公園整備事業でいつから神郷公園となったのか、と、神郷校区の候補地に決まったことについては、川東の他の校区の人などにも説明をしておいてほしいとの要望が出された。また、マイントピア別子端出場計画策定事業費は温泉廃止を前提にしているので納得できないといった意見や、私立保育所施設整備事業について、民間移管した保育園には、修繕の必要が出た時にどこまで市が負担するか決めているのか。また、防災行政無線整備事業については、自治会広報塔にも繋ぐということだが、防災に関する情報しか流すことができないのかといった質問などがあった。

2件目の都市計画税の見直しでは、まず、都市計画税の目的や市の財源などについて市民に説明して納得してもらう必要があると思う。また、問題点を整理して、もう少し時間をかけて抜本的な見直しを考えてはどうかという意見がある一方、不公平感を考えると見直しは、早くやるべきだという意見もあった。また、下水道認可区域にも課税するとどの程度の市民に影響があるのか、といった質問や、新たに課税される地域では、いづれにしても抵抗があるので、税率は下げずに現状の0.28%のままでよいのではないかという意見などが出された。

3件目、補助金公募制度の見直し(案)についての主なものとしては、公募補助金の財源枠や申請件数の推移はどうなっているのか、1団体あたりの申請事業数の上限を3事業にすることについて、各団体の理解は得られるのか。また、審査会で補助金申請額を削減すべきとなった場合、削減額はどのようにして決めるのかといった質問などがあった。

次に、4件目の総合文化施設の建設については、提案のあった施設のイメージは良いと思うので、中味を十分検討しながら進めて欲しい。また建設にあたっては今後も、その都度、議会に説明しながら進めて欲しいといった要望があった。また、美術館や小劇場などの空間はそれぞれの雰囲気的大事なので、独立性を保った施設にしてほしいといった意見や駐車台数や施設の運営形態はどのように考えているのか、また、建設委員会の委員構成や収集評価委員会の具体的な役割についての質問もあった。

5件目、新慈光園の指定管理については、指定管理者の公募対象となる社会福祉法人数はどのくらいあるのか。指定管理者制度を導入した場合の試算経費と直営での経費の差額はどのくらいか。また、調理の委託化とは具体的にどういうことか、といった質問や職員の配置人員、施設入所基準などについての質問もあった。また、指定管理者制度を導入しても、入所者へのサービスは変わらないようにしてほしいといった意見もだされた。

6件目の公共下水道事業計画の変更(認可区域の拡大)につきましては、萩生地区では、11号バイパスの整備に合わせ汚水幹線が整備されるのに、今回の認可拡大地区に入っていないので今後、公平性を持った検討をしてほしい、といった意見や今回は公共下水道事業の全体計画の見直しは行っていないのか、また、全体の見直しに時間がかかるのは何故か、といった質問、新たな認可区域には田の上地区は入っているのに宇高地区が入っていないのは何故かといった質問などがありました。

7件目の端出場温泉保養センターについては、計画策定の前提が「端出場温泉保養センターの廃

止」となっているが、結論を出すにはもう少し時間が必要ではないかといった意見や、赤字が出ているから廃止というのであれば、他の公共施設の費用対効果を検証して議論する必要があるのではないかといった意見が出された。また、一定期間をおいて温泉施設を廃止としているが、一定期間とはどのくらいの期間か、その間、設備的には持つのか、温泉施設を改修した場合の経費負担はどのくらいか、といった質問や、プランは持っているとのことだが、市で新施設の検討はできないのか、外部委託が必要な理由は何かといった質問なども出された。

市長 それでは議案に沿って、企画部、水道局と順番に説明をお願いします。

<別添資料、臨時議会関係資料に沿って説明>

<企画部長>

企画部からは、報告第10号から第16号までと議案第51号及び議案第52号について説明する。

報告第10号から報告第12号までは「継続費繰越計算書」の報告で、報告第10号は一般会計において、継続費を設定して進めております慈光園建設事業に係る継続費繰越計算書の報告であり、未執行額を平成23年度へ逡次繰越したものである。

報告第11号は、公共下水道事業特別会計において、進めている公共下水道附帯施設整備事業及び終末処理場改築事業に係る継続費繰越計算書の報告であり、未執行額を平成23年度へ逡次繰越したものである。

報告第12号は、工業用地造成事業特別会計において、進めている工業用地造成事業（東予港地区）に係る継続費繰越計算書の報告であり、未執行額を平成23年度へ逡次繰越したものである。

次に、報告第13号から第16号までは「繰越明許費繰越計算書」の報告である。

報告第13号は、一般会計における既設保育所整備事業、角野船木線改良事業など22事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告であり、1月補正予算計上の国の交付金対象事業であること及び地権者との用地交渉に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成23年度に繰越したものである。

次に、報告第14号は、貯木場事業特別会計における貯木場整備事業の繰越明許費繰越計算書の報告であり、造成地への下水管布設替工事等に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成23年度に繰越したものである。

次に、報告第15号は、公共下水道事業特別会計における管渠等建設事業及び単独下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告であり、近隣工事等との工程調整に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成23年度に繰越したものである。

次に、報告第16号は、工業用地造成事業特別会計における工業用地造成事業費に係る繰越明許費繰越計算書の報告であり、近隣工事等との工程調整に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成23年度に繰越したものである。

次に、議案51号及び議案第52号の予算議案については、平成23年度6月補正予算案の概要に沿って、説明する。

一般会計での今回の補正は、9,989万8千円の追加であり、補正後の予算総額を446億1,461万8千円とするもの。

補正予算の主な事業として、公共事業費の「私立保育所施設整備事業」については、県の子育て支援緊急対策事業費補助金の内示に伴い、めぐみ保育園及び八雲保育園の施設整備補助金を追加するもの。「都市公園整備事業」は、神郷公園の建設予定地が決定したことから、用地測量、実施設計等の委託料の追加である。次に、単独事業費の「防災行政無線整備事業」については、昨年度整備した防災行政無線を自治会広報塔にも拡大を図るための調査委託料であり、312万9千円の追加となっている。施策費の「児童虐待防止対策緊急強化事業費」は、県の子育て支援緊急対策事業費補助金の内示に伴い、児童虐待防止対策強化のための広報啓発等を実施するものである。次に、「子育て支援環境充実費」は、同じく県の補助内示に伴い、市内公共施設のトイレ等におむつ交換台等を設置するものである。「健康増進対策費」は、国の要綱改正により、大腸がんが無料検診の対象となったことから、特定の年齢に達した対象者に、大腸がんの無料検診を実施するものである。次に、「被災地支援事業費」は、東日本大震災の被災地支援を行うため、市が派遣する職員の旅費、被災地への支援金等を追加するものである。「防災士養成事業費」は、愛媛県が平成23年度から3年間の予定で実施する防災士養成講座に市民を派遣するための事業費。次に、「マイントピア別子端出場計画策定事業費」は、端出場温泉保養センターを廃止した場合の新たな観光施設を検討するための委託料である。次に、「幼稚園特別支援教育充実費」は王子幼稚園に入園する園児が2名となり、生活介助員の配置が必要と認められたため、生活介助員1名を追加配置するもの。緊急雇用創出事業については、全額県の補助事業であり10名の新規雇用を創出する、緊急雇用対策2事業で、1,686万9千円の追加となっている。債務負担行為補正の追加では、まず、「近代化産業遺産まちづくり推進費」は、平成23年度に別子銅山あかがねエッセイを募集することから、報償費にいて、期間を平成23年度から平成24年度まで、限度額を65万円とする債務負担行為を設定するもの。次に、「駅周辺整備事業」は、新居浜駅前交通広場のモニュメントを、平成24年度に設置するため、23年度に作品募集をすることから、制作費及び報償費について、限度額を1,050万円とする債務負担行為を設定するもの。次に、公共下水道事業特別会計については、社会資本整備総合交付金の内示減による予算措置であり、管渠等建設事業費等を2億3,787万円減額するものである。

#### <水道局長>

報告第17号、「繰越計算書の報告について」は、水道事業会計において「中村松木配水管布設替工事」など9事業、合計事業費1億653万9千円について、下水道工事、国道バイパス関連工事、県道改良工事等との関連により、事業費を平成23年度へ繰り越したことを、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するもの。

#### <教育委員会事務局長>

報告第18号、「専決処分の報告」について。

本件については、学校給食費滞納者のうち、特に悪質な滞納者について、平成23年2月18日簡易裁判所に対し、民事訴訟法に基づく支払督促の申立てを行ったところ、そのうちの2世帯から「分割払いを希望する」という趣旨の督促異議申立書が提出されたため、民事訴訟法第395条の規定に基づき、平成23年4月21日、訴えの提起について専決処分をした件について、相手方である保護者1名との間で、訴訟上の和解をすることについて、平成23年5月16日、専決処分をしたので報告するもの。和解に至った経緯としては、同月10日、新居浜簡易裁判所において、相手方である児童の保護者から、該当の給食費残り代金等4万7,292円について、平成23年5月から平成24年2月にかけて「分割払いを希望する」という和解の申出があったので、未払給食費等を全額支払うことを求める市の基本的な立場が和解協議の中で確保されたことから、訴訟上の和解に応じたというものである。

#### <福祉部長>

議案第46号「市有財産の無償」については、昨年9月の市議会定例会におきまして、新居浜市立中萩保育園を平成24年3月31日限り廃止し、民間移管するための「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」が可決され、同年4月1日から施行されることに伴い、「新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針」に基づき、中萩保育園の建物を、同日をもって移管先法人に対し、無償で譲渡しようとするものである。譲渡する建物は、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建の園舎と鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の倉庫で、附帯する設備等を含んでいる。これらの建物は、昭和57年3月に建築したもので、本年度の固定資産税の評価額にすると、園舎が約2,676万円、倉庫が約42万円となる。また、同保育園の敷地、約2,053平方メートルの土地については、「新居浜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1号の規定により無償で貸与し、備品等の物品については、同条例第6条第1号の規定により無償で譲渡したいと考えている。次に、譲渡の相手方は、同保育園の民営化に伴い、昨年10月に移管先となる法人を公募し、11月に開催した「新居浜市立保育所移管先事業者選定委員会」における審査により、移管先事業者の候補者として選定された「社会福祉法人 三恵会」で、現在、市内において、私立十全保育園を設置・経営している。最後に、無償譲渡に当たり、児童福祉法に定める保育所の用途に供することを条件として、当該用途に供しなくなったときは、原状に回復し、本市に返還すること等を内容とする市有財産譲与契約を、また、土地についても、市有財産使用貸借契約をそれぞれ締結し、市民の大切な財産を、良質な保育サービスの提供と安定した保育所運営のために、継続して保育の業務の用に供する財産として使用してもらうこととしている。

議案第50号「新居浜市老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、養護老人ホーム「慈光園」は、65歳以上の者であって環境上の理由等により、居宅において養護を受けることが困難な者等を入所措置し、養護することを目的とする老人福祉法上の施設

である。従前の施設は築後約40年が経過し、老朽化が著しいことから、新規に施設建設を行い、本年5月末をもち建設工事がしゅん工したため、6月1日に移転をした。平成23年度については、移転直後であることから、市の直営で管理運営を行うこととしているが、平成24年度以降については、広く民間のノウハウや専門性を活用し、サービスの向上を図るため、その管理を指定管理者に行わせることを想定している。本議案は、この指定管理者制度の導入に当たり必要となる事項を条例に加えるとともに、老人福祉法等に基づく入所措置に関する事項や、地方自治法上の公の施設としての管理条例として規定すべき事項について、条例に規定しようとするものである。改正の内容については、まず、第1条を全部改正し、老人福祉法上の措置入所のみならず、事情により短期的に養護をする必要がある方の入所に係る規定の整備を図っている。次に、第3条から第5条までについても全部改正を行い、第3条では慈光園で行う事業を、第4条では慈光園で行う事業のそれぞれの定員を、第5条では慈光園への入所ができる方の基準等を、それぞれ規定している。次に、現行の第6条を第15条に繰り下げ、第5条の次に9条を加えており、まず、第6条では、入所の制限等について規定し、入所を制限する場合や入所の継続を廃止する方の要件を規定している。次に、第7条及び第8条では老人福祉法に基づく入所措置に要した費用の徴収又はその減免・還付を、第9条では退所に当たっての原状回復義務を、第10条では施設を毀損した場合などの賠償義務を、第11条では入所の可否を判定する入所判定委員会の設置を、それぞれ規定している。次に、第12条では施設の管理を指定管理者に行わせることができる旨及び社会福祉法人に指定管理者を限定することを、第13条では指定管理者となった者が行う業務の具体的範囲を、第14条では指定管理者が行う管理の基準を包括的に規定し、条例、規則等に従い適正な管理をしていく義務があることを、それぞれ規定している。この改正により、指定管理者制度の導入による入所者へのサービスの向上に向けた条例整備が図られるとともに、慈光園の公の施設として管理していることが条例上より明確となる。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

#### <経済部長>

##### 議案第47号、「市有財産の売却」について

売却しようとする土地は、阿島一丁目939番196で面積5,526平方メートルの土地である。この土地は貯木場事業用地であり、新居浜市工業用地の立地に関する規則に基づき、立地企業を公募し三王ハウジング株式会社と立地に関する協議が整ったため1億775万7千円で売却しようとするもの。売却先の三王ハウジング株式会社は、昭和63年に設立され、建築用木材の加工業等を営む従業員約50人の事業所。この売却用地には平成23年8月ごろに事業規模拡大による倉庫・工場等の増設を予定しており、それに伴う新規雇用は3名程度と伺っている。

##### 議案第48号「財産の取得について」、

公共事業用地として、新居浜市観音原町乙117番地2ほか10筆の雑種地、保安林、74,997平方メートルを2億199万7,571円で新居浜市土地開発公社から公共事業用地と

して取得しようとするもの。この土地は昭和56年に土地開発公社が公園敷地用地として取得したものであり、今回公共事業用地として造成活用を行うもの。造成面積は53,069平方メートル。うち公共事業用地としては、3万2,801平方メートル、残りの法面及び道路用地として2万268平方メートルを新居浜市で管理することとなっている。造成地には株式会社リブドゥコーポレーションの医療機関向け手術用キット製造工場の進出が予定されている。工場は平成25年春に操業開始を予定している。工費総額は約38億円、毎年20人から30人程度の新規雇用の創出を予定している。

#### <総務部長>

議案第49号「工事委託協定について」である。本議案は、新居浜市公共下水道新居浜市下水処理場の改築工事（その10）であり、昭和55年の供用開始から31年が経過し、老朽化した下水処理場の機能回復を図るため、終末処理場改築事業の一環として、平成23年度、24年度の2か年の継続事業で国の交付金を受け、雨水沈砂池設備の更新工事を委託するため、3億7,700万円の工事委託協定を日本下水道事業団と締結しようとするもの。工事の概要は、雨水排水施設の雨水沈砂池設備に係る、機械設備及び電気設備の更新で、主な機械設備として、雨水沈砂池流入ゲート4門、細目自動除塵機4基、No.1し渣搬出機1基、No.2し渣搬出機1基、し渣ホッパ1基等である。また、主な電気設備は雨水沈砂池流入ゲート現場操作盤4面、細目除塵機現場操作盤4面、No.2し渣搬出機現場操作盤1面、し渣ホッパ現場操作盤1面等である。

次に、追加予定の条例議案1件と人事議案1件である。まず、条例議案の「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の制定については、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることから、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態に等に照らして適当でないと考えられるもの等について、第一弾の緊急対応として、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定を行うものである。改正内容は、被災納税者に対して、市民税（個人・法人）、固定資産税・都市計画税、及び軽自動車税の特例措置を講じるものである。

次に、人事議案の瀬戸内運輸株式会社 取締役の推薦については、瀬戸内運輸株式会社 取締役石川勝行氏は、平成23年6月30日をもって、任期が満了するので、新たに取締役の推薦を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

市長 何かご質問はありませんか。

最初の会派説明の報告事項は大きな懸案事項ばかりであるので、十分な対応をお願いしたい。また、保育園の民間移管についても、準備・対応をお願いする。

## (2) 議会答弁課題の進捗状況について(各部局)

市長 今回特に報告が必要と考える項目について、項目を絞って簡潔に説明をお願いします。

### <企画部長>

企画部からは2件報告する。まず、番号10番のアセットマネジメントについては、第五次長期総合計画の中に位置づけており、行革大綱2011においても「適正な公共施設の管理（アセットマネジメントの推進）」を実施計画項目としている。具体的には、今年度から施設保全情報システムを導入し、建物の施設台帳を整備していくことにしている。次に、49番、芸術文化施設、総合文化施設建設に向けた取組みについては、公募型プロポーザル方式により選定した設計事業者と4月に委託契約を結び、現在、市民組織である建設委員会で協議を重ねながら基本設計案を作成中である。今後は、9月末までに基本設計、今年度末までに実施設計を完了する予定としている。また、美術館部門の収集評価委員会も立ち上げ、美術品の収集方針を決定していくことにしている。

### <総務部長>

なし

### <福祉部長>

福祉部は2件報告する。26番新居浜市地域福祉推進計画の進行管理について、平成22年度が見直しの年となったため、福祉のまちづくり策定懇話会を中心として地域福祉計画案の策定作業を行い、市長に報告、パブリックコメントを経て、福祉のまちづくり審議会からの答申を受け、計画を最終決定した。今後においては、本計画を評価し改善するに当たり、広く行政全般の分野を市民主体の視点で評価していくために、福祉のまちづくり審議会と懇話会において原則として、年1回の評価を行うこととしており、この案件については完了とする。次に38番、国民健康保険一部負担金減免基準の作成であるが、平成22年9月13日付厚生労働省より一部負担金の取り扱いについて事務改善の通知を行った。これにより国からの通知基準に準じ、内容を十分精査し、窓口負担の減免制度の適正な運用を検討作成した。その結果、4月1日施行で国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収の猶予に関する要領を制定。その後東日本大震による被災者にかかる一部負担金等の取り扱いの通知に基づき、4月28日付けで要領を一部改正した。これにより、要領に基づく対応を行うため、この案件については完了とする。

### <市民部長>

市民部からは、4件報告する。

まず、9番住基カードの利活用及び36番の高齢者の安全について。平成23年4月1日より高齢者の運転免許自主返納支援制度を実施し、満65歳以上の高齢者のうち運転免許証を自主返納した方について住民基本台帳カードの交付手数料を免除することとした。5月末までに、29の方が利用されている。制度がスタートしたことから、36番の高齢者の安全については、完了とし、

住基カードの進捗状況については9番の項目で管理する。次に、30番のDV防止について。配偶者暴力相談支援センターの設置については、担当課において先進事例の調査を行い、関係課所による庁内検討組織を立ち上げるなど、設置に向けての課題を検討していく。次に、31番の戸籍・住民基本台帳の職権消除については、120歳以上の高齢者について、平成23年2月までに223人の職権消除を行った。郵便未到着者の現地調査の実施による住民基本台帳の職権消除、日本年金機構との情報の共有化などを行っている。これらのことにより、定期的な情報共有、現地調査、職権消除のルールができたことから完了としたい。

次に、33番の緊急地震速報については、平成23年4月1日から運用を開始した防災行政無線が、Jアラートと接続されており、緊急地震速報の提供が可能となったことから、完了としたい。

#### <環境部長>

環境部からは3件である。7番「ごみ有料化」は、大型ごみ戸別収集について、自治会や廃棄物減量等推進審議会のご意見を伺いながら、有料化実施に向けて準備を進める。次に、19番「都市計画税の見直しおよび公共下水道認可区域の拡大について」は、先ほど会派説明報告があったとおり。認可区域の見直しについては、約240ha拡大案をまとめ、今後、8月市政だよりで市民に広報し、該当地区に説明会を開催、説明会の意見を反映して原案を作成し、公告、縦覧後、都市計画審議会で審議をいただき、平成24年3月末までに決定する予定。次に、新規の25番「水洗化率の向上について」は、市町村設置型浄化槽の取り組みと、浄化槽の維持管理費に対する補助制度創設について要望を受けており、平成24年度以降の公共下水道事業の全体計画見直しに併せて検討する。

#### <経済部長>

なし

市長 船木の耕作放棄地では、どこの農業法人と契約しているのか？

農業委員会事務局長 池田食品工業である。池田食品工業が農業法人を昨年6月に設立し、船木の耕作放棄地2ヘクタールほどについて賃貸借契約をしている。

市長 契約をしたのは市内では初めてか。

農業委員会事務局長 はい。農業法人は1つしかない。

#### <建設部長>

なし

#### <水道局>

新山根配水池については設計が完了したので、立地造成等着手する。

市長 地震対応について、市議会で、繰り返されることはないか。

水道局長 地震後の話はしていないが、今までどおりの対応である。

<教育委員会>

なし

<消防本部>

なし

市長 議会答弁の対応はもちろんだが、いろいろあるので対応をお願いする。

副市長 会派説明については今回重要な案件がたくさんあった。いろいろ問題点も指摘されていたのでそれを踏まえ、もし、方向性を変えるようなことがあれば、市長と協議をして議会対応を決めていただきたい。

### 3 連絡事項

①第19回環境自治体会議の開催結果と協力お礼について

②農業委員会委員選挙について

③休暇の取得について

市長 続きまして連絡事項、まず、環境部からお願いします。

<環境部長>

去る5月25日から27日までの3日間、本市で開催した第19回環境自治体会議にはま会議は、市内外から900人余りの参加申込があり、3日間の参加延べ人数は約2,300人だった。会議の企画段階から当日運営、動員参加まで、各部局からたくさんの職員の応援をいただき、大変盛大な会議となった。心よりお礼申し上げます。市内11か所で全体会、分科会を実施し、フィールドワークも各地で行い、新居浜を全国に発信することができた。また、最終日には「にはま会議宣言」が満場一致で採択され、閉会した。宣言文はホームページに掲載しているので、一度お目通しください。今後、この宣言文を念頭に、環境施策の計画実施を図っていく。各部局長さんには、今後ともご協力のほどよろしくお願ひしたい。

市長 改めてご苦労様でした。

本市では「環境基本条例」、「環境基本計画」とそれぞれ中心となるものがすでにあるので、その理念や計画をもう一度読み直して進めていけば、成し遂げられると思う。お願いします。

<選挙管理委員会事務局長>

昨日、選挙管理委員会が開催され、7月19日に任期満了となる農業委員会委員の選挙日程につ

いて、正式に告示日が7月3日の日曜、投票日が7月10日の日曜と、決定された。各部局におかれましては、選挙に伴う施設の使用、職員の選挙事務従事等に、ご理解とご協力をいただきますよう、願います。なお、応援勤務については、すでに4部局から、応援をいただくようになっており、改めてお礼申し上げます。

<総務部長>

「年次有給休暇の取得促進」について。

昨年、夏季休暇の規則化に合わせて、年次有給休暇の取得率向上の方策の一つとして、「休暇取得計画表」の活用を呼び掛けてきたが、その効果等について各課の意見を聞いたところ、課ごとの状況の違いもあり、賛否両論の意見があった。休暇の取得促進については、管理職から課員まで、全庁的な意識付けが最も大切なことから、今後一律に様式を定め、作成を義務付けることはしない。が、部内会等において、課所ごとで独自に休暇の取得しやすい方策について検討するよう指導を願います。一例として、本年度から人事課が運用している「業務予定」と「休暇計画」を連動させた『月間休暇取得表』を先日の庶務担当会で例示している。それぞれ多忙な業務の中だが、適度な休暇取得は職員の健康管理上、大変重要であることを再認識していただき、各課所の実情に合った工夫を願います。また、平成22年度の休暇取得実績から、管理職と管理職以外を比較すれば、管理職の年間取得率が3日間程度低く、管理職の取得率が低い課ほど、課員の取得率も低い傾向にある。今後、庁内における休暇取得の促進について、各課で積極的に取り組んでいただくとともに、特に、部・課長が自ら率先して、毎月少なくとも毎月1日は有給休暇を取得し、部下職員に対し、積極的な取得を呼び掛けていただくという対応を願います。アンケートの中にあっただが、休みやすい環境づくりとして、「ノー会議デイ」や「ノー行事デイ」を定めてはどうかというような意見もあったので、今後このようなことも含めて対応をしていただけるとよいのではないかとおもう。

副市長 夏休みは始まっているのか。

総務部長 6月から開始している。規則で規定している。

市長 ワークライフバランスということになるのでバランスをとっていただきたい。

また、省エネの立場からは電気の使用料を減らすように取り組みする方法として、昨年の使用料を先に提示しておいて、夏場3か月の電気料金を比較してみるように。

以上で第3回庁議を終了する。